

ご存じでしたか?

災害・罹災見舞金支給制度

野外教育施設 富士ふれあいの森



パンガローの空室状況 (4月23日現在)

	日	月	火	水	木	金	土
5月	4	5	6	7	8	9	10
	△	○	○	○	○	○	○
	11	12	13	14	15	16	17
	○	○	○	△	△	△	○
	18	19	20	21	22	23	24
	○	○	△	△	△	△	○
	25	26	27	28	29	30	31
	○	○	○	○	○	○	○
6月	1	2	3	4	5	6	7
	○	○	△	△	△	△	○
	8	9	10	11	12	13	14
	○	△	△	△	△	△	○
	15	16	17	18	19	20	21
	○	○	○	○	○	○	○
	22	23	24	25	26	27	28
	○	○	○	○	○	△	○
	29	30	1	2	3	4	5
	○	○	○	○	○	○	○
7月	6	7	8	9	10	11	12
	○	△	△	△	△	△	○
	13	14	15	16	17	18	19
	○	○	○	○	○	○	○
	20	21	22	23	24	25	26
	○	○	○	○	○	○	○
	27	28	29	30	31		
	○	○	○	○	○		

○…まだ余裕があります。ただし5月13日・18日、28日、6月2日・7日・11日・18日・25日・29日および7月2日・6日・9日・14日の翌日は午前9時までの利用となります。

△…お早めに申し込みください

×…満室です

／…学校利用など

富士のすそ野にある「富士ふれあいの森」周辺は、精進湖、本栖湖などの湖や氷穴・風穴などの雄大な自然に恵まれています。市内の小・中学校利用日以外は、市民の方なども宿泊利用できます。貸出物品も充実していて、キャンプ初心者の方も安心して泊まります。

申
直接青少年会館の窓口で。電話での申し込みはできませんが、空室状況の問い合わせはできます。※申込期間は①市内在住の方＝在学の方＝2ヵ月前の同日～3日前②市内在勤の方＝2ヵ月前の同日～3日前です。

問
福祉総務課（☎231・9787＝月曜休館）。

①災害見舞金支給額

区別	支給額	
	主として生計を維持していた方	1,500,000円
火災および風水害による死亡	その他の方	750,000円
	6歳未満	90,000円
交通事故による死亡	6歳以上20歳未満	180,000円
	20歳以上	270,000円
見傷金害	入院5日まで	5,000円
	6日以上入院したとき	1日に付き1,500円 (上限75,000円)

②罹災見舞金支給額

災害の区分	見舞金の額	
	単身世帯	2人以上世帯
全焼・全壊・流失	30,000円	50,000円
半焼・半壊	20,000円	30,000円
床上浸水	10,000円	20,000円

災害見舞金支給制度
事故発生から
1年以内に申請を

市の住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている方が国内で事故にあった場合、災害見舞金が支給されます。事故

発生の日から1年以内に申請が必要です。ただし、被害者に故意または重大な過失がある場合は、支給を受けられない場合があります。

▽対象 交通事故、火災および風水害により生じた事故での死亡または傷害 ▽支給額（表①）▽申請書類 申請書・交通事証書・罹災證明書・死亡診断書または死体検査書・申請者と被害者の関係を証明するもの。

問 福祉総務課（内441）。

罹災見舞金支給制度 市内で発生した災害にあつた場合

大和斎場の休場日

5月23日（金）は、施設点検のため、受付業務・通夜・葬儀等の全業務を休ませていただきます。ただし、電話予約の受付は行います。

問 大和斎場（☎264・5566）。

再生家具を販売

リサイクルプラザに展示

市では、リサイクルプラザで再生家具の販売を行います。ご希望の方は、展示品をご覧のうえ、所定の用紙で申し込んでください。応募者多数の場合は抽選となります。

▷展示・申込期間 5月10日（土）～17日（土）の休館日（火曜日）を除く7日間

▷抽選会（応募者多数の場合のみ） 5月18日（日）

▷対象 市内在住の方

※購入が決定した方の家具の引き取りは、代金納入後となります。また、運搬は市では行つていませんので、購入する方でお願いします。

問 リサイクルプラザ（☎237-3196）。

今月の納税・納付

納期限は6月2日（月）です

- ◆固定資産・都市計画税（1期）
- ◆軽自動車税（全期）
- ◆市営住宅使用料（5月分）
- ◆保育所保育料（5月分）
- ◆清掃手数料（会社等=4月分）

安全・便利な口座振替の利用を

健 康 維 持 し て ま す か

—3日間のスリム、5日間のヨガ

●スリム教室

▽講師 健康運動指導士、栄養士、保健師

▽対象・定員 肥満および肥満は生活習慣病の下地をつくる大きな要因になります。適正体重を維持するための第一歩として肥満について学び、自分の食生活と運動習慣を振り返ってみませんか。

▽内容

△内 容

△内 容